

【07】 不当な取引制限②

2017-04-28

- 全体像【前回済】
 - 違反要件
 - 2条6項（3条で禁止）
 - エンフォースメント
 - 排除措置命令（7条）
 - 課徴金納付命令（7条の2）
 - 1項1号or2号を満たすものがハードコアカルテル
 - 例
 - 価格協定（1号）
 - 入札談合（1号とされる。少なくとも2号には当たる。）
 - 市場分割協定（2号「取引の相手方」）
 - 1項1号or2号を満たさないものが非ハードコアカルテル
 - 例
 - 部品の共同購入
 - 物流の共同化
 - OEM供給
 - 刑罰（89条、95条）
 - ハードコアカルテルのうち一部
 - 2条6項の条文【前回済】
 - ハードコアカルテルの違反要件【途中までは再掲】
 - 行為要件
 - 区切り方
 - 「他の事業者と共同して／相互にその事業活動を拘束し、又は遂行する」
 - ノーマル、伝統的、刑事判決
 - 「他の事業者と共同して...相互に／その事業活動を拘束し、又は遂行する」
 - 多摩談合最高裁判決
 - 他の事業者と共同して
 - 「意思の連絡」と解釈されている
 - 「合意」、「共同行為」、「カルテル」、などはほぼ同義
 - 単純な事例：壁紙
 -
 -

- H7東芝ケミカルII東京高判
 - 「ここにいう『意思の連絡』とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である（黙示による『意思の連絡』といわれるのがこれに当たる。）」
- H24多摩談合最判
 - 「[入札談合の基本合意の] 取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるといふ意思の連絡が形成されたものといえるから」
- 協調的行動との違い
 - 協調的行動は弊害要件（反競争性）の成否の考慮要素
- 意思の連絡の立証
 - 最近の明快な事例：H28加藤化学審決
 - 間接証拠の積上げ
 - 背景事情
 - 事前の情報交換 ◎
 - 事後の行動の一致 ◎
 - 実効性確保（事後の情報交換）
 - （H7東芝ケミカルII東京高判は◎2個で意思の連絡を推定）
 - 実際には、減免制度依存、供述調書依存、と言われる
- 諸問題
 - 「事後の行動の一致」が際立っていれば「事前の情報交換」はゼロでもよいか
 - H20区分機類談合排除措置II東京高判
 - 意思の連絡の成立時期などの経過や動機が立証される必要があるか
 - ない
 - 価格決定権限のある者に伝わらなければ要件を満たさないと解される
 - 事実認定で論点回避した事例があるのみ
 - 間接的な意思の連絡
 - それでも要件は満たす
 - ハブ&スポーク
 - スポーク独自でも同じ行動をとるか
 - 他スポークも同調することを条件としているか
 - (AIカルテル)

- 相互拘束・遂行
 - 「又は遂行する」について
 - 通常は用いない
 - 入札談合刑事事件では用いる（後述）
 - 「その事業活動を拘束」
 - 意思決定に制約が生じていること（H24多摩談合最判）
 - 「相互に」
 - 競争関係の要否
 - 競争関係不要説（H5シール談合刑事東京高判）が机上通説だが具体的事例はない
 - 競争関係にある事業者の親会社等が違反者とされる例は多い
 - 「相互拘束の一端」を引き受けた（H27富士電線工業審決）
 - 一方的拘束を含むか
 - 含まない
 - しかし、検討対象市場外での拘束もカウントすることで「相互に」を認定
- 弊害要件
 - 行為要件が満たされれば原則違反
 - 米国のper se illegal、EUのby object
 - 市場画定
 - 合意のあった商品役務で画定
 - 通常はそれでよい
 - 競争の実質的制限
 - （上記により通常は満たす）
 - 正当化理由
 - 通常はない
 - 例外がH7大阪バス協会審決
 - 因果関係
 - 通常は満たされる
 - 行為によって実際に価格が上昇したことは必要でない旨を述べた東京高判があり、それを引用して因果関係要件は不要である旨述べる文献があるが、実際に上昇したことはもともと弊害要件ではない。

-
-
-
-
-

-
- ハードコアカルテルの諸問題
 - 入札談合
 - 基本合意と個別調整
 - 公取委命令事件（H24多摩談合最判で是認）
 - 基本合意だけで違反、基本合意だけが違反
 - 個別調整があれば個別物件について課徴金
 - 刑事事件
 - 基本合意の開始がかなり過去である場合に立証しにくい等（自然人中心の発想）
 - 公取委は事業者中心の発想
 - 基本合意だけで違反（相互拘束）
 - 個別調整も違反（遂行）
 - （公取委も刑事告発の際にはあわせている）